

第 5 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和6年2月27日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和6年2月27日（火曜日）

午前9時58分開議
午後0時4分休憩
午後0時9分開議
午後0時29分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

議案第10号 令和5年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

議案第20号 令和6年度熊本県一般会計予算

議案第29号 令和6年度熊本県林業改善資金特別会計予算

議案第30号 令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

議案第55号 熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 工事請負契約の締結について

議案第65号 工事請負契約の変更について

議案第66号 工事請負契約の変更について

議案第67号 工事請負契約の変更について

議案第68号 工事請負契約の変更について

議案第69号 工事請負契約の変更について

報告第1号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①新規就農者の状況について

②令和2年災害関連等工事に係る不調・不落対策について

③食料・農業・農村基本法改正及び熊本県食料・農業・農村基本計画改定につ

いて

令和5年度農林水産常任委員会における取組の成果について

出席委員（8人）

委員長	竹崎和虎
副委員長	中村亮彦
委員	前川 收
委員	西 聖一
委員	山口 裕
委員	橋口海平
委員	前田敬介
委員	高井千歳

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長	千田真寿
政策審議監	深川元樹
生産経営局長	中島 豪
農村振興局長	清藤浩文
森林局長	中尾倫仁
水産局長	渡辺裕倫
農林水産政策課長	藤由 誠
団体支援課長	楠 ゆみ子
流通アグリビジネス課長	林田慎一
首席審議員	
兼農業技術課長	高野 真
農産園芸課長	徳永浩美
首席審議員兼畜産課長	鬼塚龍一
農地・担い手支援課長	山本剛士
首席審議員	
兼農村計画課長	青木公平
農地整備課長	永田 稔
むらづくり課長	野入正憲
技術管理課長	岩田長起
森林整備課長	宮脇 慈

林業振興課長 廣 田 邦 彦
森林保全課長 大 和 一 浩
水産振興課長 森 野 晃 司
漁港漁場整備課長 谷 水 秀 行
農業研究センター所長 楮 本 亮 治

事務局職員出席者

議事課主幹 平 江 正 博
政務調査課課長補佐 松 本 泰 明

午前9時58分開議

○竹崎和虎委員長 ただいまから第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

なお、委員会はインターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいよう、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

本日は、審査を効率的に行うため、初めに、農林水産部長から総括説明を受けた後、まずは、令和5年度補正予算関係議案の説明を受け、その分の質疑応答を行います。

その後、令和6年度当初予算関係議案及び条例等関係議案の説明を受け、その分の質疑応答を行い、最後にまとめて採決を行いたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるため、執行部からの説明は、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、千田農林水産部長から総括説明を行い、続けて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○千田農林水産部長 おはようございます。

まず、本年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々に、謹んで哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上

げます。

農林水産部では、発災直後から、熊本地震の経験を基に石川県へ情報提供を行うとともに、農林水産業施設の被害状況調査に係る支援を行うため、技術職員を派遣しております。

1月15日から19日にかけて、石川県穴水町に、漁港施設の被災状況調査のため、漁港漁場整備課の職員を2名、今月5日から来月30日まで、石川県七尾市のほか2市2町に、農地・農業用施設や海岸保全施設等の被害調査等の支援に農業土木職の職員延べ4名を派遣しております。加えて、来月には、林道施設の被害状況調査の支援に林学職の職員を延べ4名派遣することとしております。

また、職員派遣に加え、1月18日、19日には、石川県農林水産部の希望で、農業、畜産、農業土木、林務などの5名の職員が来庁されました。熊本地震発生当時、最前線で対応していた当部職員延べ64名で対応し、被害調査の手法や災害直後の対応方法、県独自の支援策などについて、各部門に分かれて詳細に説明を行っております。ここでお伝えしたノウハウが、石川県の農林水産業の復旧、復興を考える上での物差しになっていると聞いております。

引き続き、現地のニーズを踏まえながら、災害を経験した職員の知見、ノウハウを生かした支援を行ってまいります。

次に、2月6日に、第2工場も本県に立地することが発表されましたTSMCをはじめとする半導体関連企業の進出への対応について御報告させていただきます。

企業の進出が相次ぐ中で、農地の減少という課題も顕在化しております。このため、昨年6月に、県北広域本部と県庁内に営農継続支援チームを設置し、耕作放棄地など利用可能な農地の調査とその情報を関係市町村と共有してまいりました。

現在、9月及び12月の定例会で御承認をい

ただいた補正予算を活用しながら、農地と農業者のマッチングを進めています。

また、地元の意見や課題をさらに収集するとともに、マッチング以外の対応等の必要性について検討するため、先月30日に、関係する6市町村と営農継続県・市町村連絡会議を設置いたしました。

このような取組により、農業者の皆様の不安や課題の解消につなげてまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要について説明させていただきます。

令和5年度補正予算関係が3件、令和6年度当初予算関係が3件、条例等関係が7件、報告関係が1件となっています。

まず、補正予算についてですが、国の経済対策への対応分として、産地の強化や担い手確保に必要な施設、機械導入への支援、また、重点支援地方交付金を活用した独自対策として、2024年物流問題への対応や県産農林水産物の販路拡大など、51億円余を計上しています。

通常分として、国庫補助金の内示減や事業費の確定などの減額により、一般会計、特別会計合わせて97億円余の減額補正を行っており、総額としては、45億円余の減額補正を提案しています。

この結果、補正後の今年度の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて842億円余となります。

次に、当初予算についてですが、今回は知事の改選期を挟んだ予算編成となることから、いわゆる骨格予算として、人件費等の義務的経費のほか、令和2年7月豪雨や熊本地震からの復旧、復興を含む災害復旧事業に加え、農林水産業の人材確保・育成や家畜伝染病蔓延防止対策など、年度当初から事業に着手する必要がある経費を中心に計上しています。

この結果、一般会計、特別会計を合わせた総額523億円余を提案しています。

条例等関係では、熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定に加え、工事請負契約の締結、変更6件を提案しております。

また、報告事項として、県出資法人の経営状況報告が1件ございます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

加えて、その他報告事項としまして、新規就農者の状況、令和2年災害関連等工事に係る不調・不落対策、食料・農業・農村基本法改正及び熊本県食料・農業・農村基本計画改定の3点を御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長から順次説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹崎和虎委員長 次に、付託議案について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

まず初めに、委員会説明資料の令和5年度の2月補正予算関係をお願いいたします。

こちらの資料の3ページをお願いいたします。

令和5年度2月補正予算総括表になります。

農林水産部全体の2月補正予算は、部長からの総括説明にもございましたとおり、国の経済対策に応じました増額、それから国庫補助金、そして事業費の確定に基づく減額、合わせまして、特別会計も含めて、見出しの(B)の欄、補正額の欄の一番下になります。ここは、45億7,600万円余の減額補正でございまして、補正後の総額は、その右隣の欄の計の欄にございますとおり、842億1,500万円余となります。この額は、昨年度に比べまして18億円余の減というふうになっております。

続きまして、繰越明許費ですが、ちょっとページが飛びまして、63ページをお願いいたします。

63ページ、令和5年度繰越明許費の設定についてでございます。

繰越明許費につきましては、9月及び12月議会におきましても御承認をいただいたところでございますが、今回、国の経済対策分、これを追加いたしまして、追加後の設定額は、上段の農林水産業費の補正後設定額の計としまして398億1,100万円余、下段の災害復旧費の計で89億2,500万円余、合計としまして、一番下の487億3,600万円余として提案させていただいております。

この明許繰越しの設定額につきましては、3年前の令和2年度が、令和2年7月豪雨対応ということで約700億円程度、そして、令和3年度、4年度が、それぞれ500億円を超えておりましたので、これらから比べますと、少々落ち着きを見せてきたかと思っております。ただ、引き続き、来年度も災害対策に重点的に取り組むということになろうかと思っております。

総括説明は以上となります。

この後、各課から主なものにつきまして御説明を申し上げますが、戻りまして、2ページをお願いいたします。

2ページに資料凡例としております。こちらに、該当事業には、新規事業はマル新、あるいはコロナ対策、7月豪雨という表示を記載しております。

それでは、4ページをお願いいたします。

農林水産政策課の補正予算でございます。

まず、一番上の段の農業総務費のうち、2段目の職員給与費につきましては、今年度の人事異動に伴う増減に基づきまして、給与費を確定させるための補正を行っております。

今回、このような職員の人件費に関わる補正予算が、以後度々出てまいりますけれども、いずれも同じ理由となっておりますの

で、各課の分も含めまして説明を省略させていただきたいと思っております。

次に、その下の段の農政企画推進費でございますが、右側説明欄にグローバル農業交流推進事業とございます。

これは、海外との農業技術交流活動や視察対応、これを行うための事業となりますが、本年度は事業量が少なかったことから減額をさせていただいているものでございます。

農林水産政策課からは以上でございます。

○楠団体支援課長 団体支援課でございます。

5ページをお願いいたします。

4段目の農業近代化資金等助成費及び6段目の農業信用基金協会出資金の減額については、いずれも貸付実績による減額となります。

最下段の認定農業者等育成資金助成費の減額につきましては、県低利預託基金貸付金において、国からの融資枠配分が要望額を下回ったことに伴う減額となります。

また、6ページ上段は、ただいまの資金について、令和6年度当初から貸付けできるよう、債務負担行為の追加をお願いするものです。

2段目の経営対策資金助成費は、新型コロナウイルス対策経営安定資金の貸付実績による減額です。同様に、林業及び漁業も減額しております。

3段目の国庫支出金返納金は、農業改良資金に係る国庫補助金の返納分が予定を下回ったことによるものです。

7ページをお願いします。

2段目の農業共済制度等普及推進費は、収入保険の保険料負担軽減に伴う熊本県農業共済組合への助成です。

国の重点支援交付金を活用し、野菜、花卉、果樹にターゲットを絞り、重点化した加入促進に努め、産地のリスク対応力の強化を

図ってまいります。

最下段の林業金融対策費は、林業振興資金貸付金の貸付実績による減額となります。

8ページ、最下段の金融対策費について、1及び2に掲げる事業は、いずれも貸付実績による減額となります。

10ページをお願いします。

林業改善資金特別会計です。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、貸付実績による減額となります。

11ページをお願いします。

木材産業等高度化推進資金貸付金を令和6年度当初から貸付けできるよう債務負担行為の設定をお願いするものです。

12ページをお願いします。

沿岸漁業改善資金特別会計です。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金も貸付実績による減額となります。

団体支援課は以上です。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

13ページをお願いします。

上から3段目、農産物流通総合対策費の説明欄1、熊本県農産物輸送効率加速化緊急支援事業は、物流の2024年問題を踏まえ、輸送の効率化を図るため、県内農協の農産物輸送状況を見える化するシステムの構築のほか、荷待ち時間の短縮や運賃と荷役作業料金を別契約にするといった商慣行の適正化に要する経費等をJA経済連や農協に対して支援するものでございます。

3、6次産業化総合支援強化事業は、6次産業化の取組をソフト、ハード両面から総合的に支援する事業でございますが、事業費確定に伴う減額補正でございます。

下のページの1段目、ブランド確立・販路対策費の説明欄1、社員食堂における県産食材活用緊急支援事業は、地産地消の推進や県産食材のPR、販路拡大のため、半導体企業

等の社員食堂を持つ企業を対象に、社員食堂での県産食材の活用や県産農林水産物に対する理解促進活動に対して支援を行うものでございます。

流通アグリビジネス課は以上です。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

15ページをお願いします。

4段目の農業改良普及推進費の説明欄1のスマート農業導入加速化事業は、事業費確定に伴う減でございます。

2の農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業は、農業者に対して農作業受託等のサービスを提供する事業体がスマート農業機械等を導入する場合に助成する事業で、国の経済対策に対応し、次年度へ繰り越して実施するものです。

次のページ、2段目の土壌保全対策事業費の説明欄1の環境保全型農業直接支払事業及び2の熊本型みどりの食料システム戦略推進事業については、事業費確定に伴う減でございます。

3のみどりの食料システム戦略緊急支援事業は、市町村等が地域ぐるみで有機農業を推進するなど、持続的な食料システムの構築を支援する事業で、国の経済対策に対応し、次年度へ繰り越して実施するものです。

17ページをお願いします。

2段目の病虫害発生予察事業費の説明欄2の病虫害発生予察事業費は、重要害虫であるミカンコミバエなどの侵入等に迅速に初動防除を行うための経費ですが、今年度は、県内への重要害虫等の侵入がなく、事業費が確定したため減額します。

最下段の管理運営費の説明欄2の農業研究センター管理運営費については、会計年度任用職員報酬等改定に伴う増です。

3の飼料等高騰対策研究加速化事業については、事業費確定に伴う減でございます。

飛びまして、19ページをお願いします。

2段目の試験研究費の説明欄、外部資金委託研究費は、事業費確定に伴う減でございます。

農業技術課は以上でございます。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

20ページをお願いします。

5段目の農作物対策推進事業費の説明欄の2、脱炭素型施設園芸緊急対策事業は、重油使用量の削減につながるヒートポンプ等の省エネ機器の導入及び農業用木質バイオマス燃料の安定供給支援に対する助成でございます。

21ページをお願いします。

野菜振興対策費の説明欄の1、野菜価格安定対策事業は、市場価格が下落した場合に補給金を交付するための資金造成ですが、本年度の必要造成額が確定したことに伴う減額でございます。

その関連で、下のページ最上段は、同事業の支払い保証に必要な債務負担行為限度額の増額変更でございます。

上のページにお戻りいただき、説明欄の2、施設園芸産地緊急発展事業は、施設園芸産地の維持のため、既存の農業用ハウスの移設や修繕、補強等の取組に対する助成を新規でお願いするものです。

その下の3から5の事業は、いずれも物価高騰対策として継続して実施するもので、施設、機械、資材、販売促進活動などに対する助成です。

下のページ最下段、生産総合事業費の説明欄の1、強い農業づくり支援事業並びに2、産地パワーアップ事業は、施設や機械の導入等に対し助成される国の事業ですが、要望が見込みより少なかったことなど、事業費確定に伴う減でございます。

3の産地パワーアップ事業は、施設整備等

に対する助成で、国の令和5年度経済対策に対応するものでございます。

23ページをお願いします。

水田営農活性化対策費の説明欄のくまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業は、土地利用型農業の低コスト化及び中山間地域の共同利用に向けた機械整備等への助成と、新規メニューとして、スマート農業DX実践のための機械整備等に対する助成をお願いするものです。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

24ページをお願いいたします。

4段目、家畜改良増殖事業費でございます。

説明欄、優良繁殖牛群緊急整備支援事業は、肉用牛繁殖経営は、子牛価格低迷で非常に厳しい状況が続いておりますが、その肉用牛繁殖基盤強化のため、黒毛和種の高品質化のためのゲノミック評価及び褐毛和種の増頭に対する支援を行うものでございます。

その下段、国庫支出金返納金の説明欄、畜産関係事業国庫返納金は、JAあまくさが保有する繁殖牛センター閉鎖に伴う国庫返納金でございます。

25ページをお願いします。

2段目の畜産生産基盤総合対策事業費の債務負担行為の追加でございます。

説明欄の家畜改良増殖総合対策事業は、肉用牛の種雄牛造成や改良組織の育成強化を行うもので、4月から業務を委託する必要があることから、債務負担を設定するものでございます。

3段目、畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄1、家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、肉豚及び鶏卵の価格変動による農家の損失を補填するための基金造成に対する助成ですが、事業費確定に伴う減額を計

上するものでございます。

3の畜産総合対策事業は、待ち受け予算として確保しておりましたが、本年度は要望がなかったため減額計上しております。

下、26ページ1段目、循環型耕畜連携体制強化事業費でございます。

説明欄1、耕畜連携体制緊急整備事業は、耕畜連携等を推進するため、飼料の生産、調製及び堆肥の利用に必要な機械導入や施設整備に対して助成を行う事業でございます。

2段目、畜産物市場流通戦略対策事業費の説明欄1、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業は、生産者等の関係者で構成するコンソーシアムが行う輸出先でのプロモーション活動等、畜産物の輸出拡大の取組に対する助成を行う事業でございます。

3、「くまもと黒毛和牛」等首都圏出荷緊急支援事業は、全国のブランド牛肉が集まる東京都中央卸売市場食肉市場等への出荷や首都圏でのPRなどの取組を支援し、県産銘柄牛肉のさらなる認知度向上と販路拡大を行うものでございます。

27ページをお願いします。

4段目、家畜衛生・防疫対策事業費の説明欄2、家畜伝染病防疫対策事業は、主に昨年8月の佐賀県での豚熱発生を受けて、9月から県内の全飼養豚への緊急的なワクチン接種を実施した費用及び県内で発生した場合の初期対応に要する経費ですが、事業費確定に伴う減額を計上するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

28ページをお願いします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費、説明欄の1及び2の事業は、農地集積に向けた市町村や農業公社の取組に対する助成でございます。農地集積協力金の事業費確定や農地中間管理機構事業の内示減に伴う減と、併せ

て財源更正を行うものでございます。

29ページをお願いします。

2段目の債務負担行為の追加は、農業法人に係る支援と認定農業者の認定に係る2つの委託事業について、年度当初から取り組むため、債務負担行為を設定するものでございます。

3段目の農業委員会等振興助成費は、農業委員会などの事業推進に対する助成ですが、国庫内示減に伴う減額でございます。

下のページ、1段目の説明欄、農用地利用集積等推進基金造成事業につきましては、国の経済対策で措置された事業で、機構集積協力金の財源とする基金の造成でございます。

3段目の農業改良普及推進費、説明欄の1、初期投資促進事業は、国の経済対策で措置された事業で、就農時に必要となる機械、施設の導入を支援するものです。

2及び3の事業は、就農前及び就農直後の給付金交付や就農時の施設、機械の導入を支援するものですが、いずれも事業費確定に伴う減でございます。

最下欄の新しい農業の担い手育成費の説明欄の1、くまもと農業人財確保緊急支援事業は、国の物価高騰対策を活用し、生産現場において、外国人材や障害者といった多様な人材を継続的に確保するための取組に対する助成です。

31ページをお願いします。

説明欄の4、新規就農者ハウス継承緊急支援事業は、生産資材の高騰に対応するため、研修機関が就農者に貸し出すハウス整備に対して助成する事業でございます。

3段目の農業構造改善事業費、説明欄の1、担い手確保・経営強化支援事業は、国の経済対策として措置されたもので、担い手が行う農業用機械、施設の導入に対して助成する事業です。

2の農地利用効率化等支援交付金事業は、今年度の通常事業ですが、国庫内示減に伴う

減でございます。

下のページの農業大学校費、説明欄の2、実践力強化研修教育高度化事業は、国の経済対策により措置されたもので、スマート農業に対応したICTなどの先端教育に必要な環境の整備に要する経費でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

34ページをお願いします。

4段目の国営土地改良事業直轄負担金については、国営土地改良事業、八代平野地区、宇城地区に係る県の負担金で、説明欄の1は、事業費の確定に伴う減額、2は、令和5年度経済対策予算に対応する追加でございます。

35ページをお願いします。

1段目の債務負担行為の変更について、令和4年度に完了しました国営土地改良事業川辺川地区について、県及び地元負担金を令和6年度から19年度の間分割して支払うため、債務負担行為を設定しておりましたが、令和4年度の事業費の確定に伴い、債務負担行為の変更を行うものです。

36ページの2段目、海岸保全直轄事業負担金については、直轄海岸保全事業、玉名横島地区、八代地区に係る県の負担金で、説明欄の1は、事業費の確定に伴う減額、2は、令和5年度経済対策に対応する追加でございます。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

37ページをお願いします。

下から2段目の換地処分清算金については、農地の区画整理工事の換地処分に伴う清算金です。事業費確定に伴う減でございます。

下、38ページ、1段目の県営中山間地域総合整備事業費については、国の補助事業を活用して農業農村整備事業を実施するものですが、国庫内示減に伴う減でございます。

以下同様に、2段目の団体営農業農村整備事業費、3段目の農業生産基盤整備事業費、最下段の農地防災事業費につきましても、国庫内示減に伴う減でございます。

39ページをお願いします。

1段目の単県農地防災施設管理費の債務負担行為の設定については、防災重点農業用ため池の管理を支援するため池サポートセンターの運營業務の委託に当たり、年度当初から事業を実施するため、設定するものでございます。

3段目の県営農地等災害復旧費の債務負担行為の設定については、大切畑ダム復旧工事に関連する地盤や地下水の観測業務を、本年度に引き続き年度当初から実施するものでございます。

農地整備課は以上です。

○野入むらづくり課長 むらづくり課でございます。

40ページをお願いします。

5段目、山村振興対策事業費の減額は、説明欄、中山間地域等直接支払事業の事業費確定に伴う減額でございます。

7段目、農作物対策推進事業費の減額は、説明欄、鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業の事業費確定に伴う減額でございます。

41ページをお願いします。

2段目、農業構造改善事業費の減額は、説明欄1、中山間農業モデル地区強化事業、2、スーパー中山間地域創生事業、ともに事業費確定に伴う減額でございます。

5段目、農地・水・環境保全向上対策事業費の減額は、説明欄、多面的機能支払事業の国庫内示減及び事業費確定に伴う減額ござ

います。

むらづくり課は以上です。

○岩田技術管理課長 技術管理課でございます。

42ページをお願いします。

3段目の地籍調査費の説明欄1は通常分、2は経済対策分で、ともに国庫内示減に伴う減額になります。

最下段、農業土木行政情報システム費の説明欄、くまもと農地GIS利活用DX推進事業は、事業費確定に伴う減額になります。

43ページ、1段目の債務負担行為の追加につきまして、説明欄の総合評価方式事前登録審査業務は、総合評価落札方式による企業の評価項目を事前に審査し、登録を行うものです。

2段目の債務負担行為の変更につきまして、説明欄の積算基礎資材単価調査業務は、農林水産部が発注する工事の建設資材単価の調査を行うもので、調査資材の追加に伴う変更です。

両業務とも4月から取りかかる必要があるため、債務負担行為の追加、変更を行うものでございます。

技術管理課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

44ページをお願いします。

4段目、森林整備地域活動支援交付金基金積立金につきましては、同基金を財源として森林施業の集約化を促進する森林整備地域活動支援交付金事業に関しまして、過年度の支出に関する市町村からの交付金返還及び同基金の運用利息確定に伴う増でございます。

45ページをお願いします。

最下段の流域総合間伐対策事業費につきましては、用途別の木材需要に的確に対応するための間伐材の伐倒、搬出及び路網整備に対

する助成事業である間伐等森林整備促進対策事業について、国庫内示減に伴う減でございます。

下のページ、2段目、造林事業費につきましては、説明欄の1、民有林における植栽、下刈り、間伐等、一連の造林事業に対する助成事業であります。

森林環境保全整備事業について、国庫内示減に伴う減と、2の主伐後の再造林を低コストで行う取組を支援する主伐・植栽一貫作業システム支援事業について、国庫内示減と事業費確定に伴う減です。

3段目、林木育種改良費につきましては、説明欄のとおり、国の経済対策を踏まえ、苗木の増産と供給を促進するための支援に要する経費の増額をお願いするものです。

最下段の試験調査指導費につきましては、説明欄のとおり、林業研究・研修センターにおける試験調査事業や外部資金活用事業につきまして、事業費確定に伴う減でございます。

47ページをお願いします。

最下段の県有林処分事業費につきましては、説明欄のとおり、県有林の立木処分事業の事業費確定に伴う増であり、分収林の利払い額が見込みを上回るものであったことから、分収権者へ支払う分収金に関して増額をお願いしております。

森林整備課の説明は以上です。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

48ページをお願いします。

最下段の林業労働力対策事業費の1の緑の青年就業準備給付金事業国庫返納金は、くまもと林業大学校の令和3年度卒業生の1人が林業から離職したため、今回国庫支出金を返納するものです。

49ページをお願いします。

1段目の債務負担行為の追加については、

くまもと林業大学校を4月から運営するために必要な経費について債務負担をお願いするものです。

2段目の特用林産産地化形成総合対策事業費のきのこの生産資材高騰対策事業は、国の経済対策補正予算を活用した新規事業で、生産資材の国産化及びコスト低減に取り組むエリンギやエノキダケなどのキノコ生産者の菌床や種駒などの生産資材導入に対して助成するものです。

3段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費の林業・木材産業生産性強化対策事業も、国の経済対策補正予算を活用するもので、木材製品の国際競争力強化をするため、製材工場等の整備に要する経費を助成するものです。

下のページ、2段目の林道事業費の1の県営林道事業においては、国庫の内示減により減額を行うものです。

下から2段目の過年林道災害復旧事業は、令和2年7月豪雨等の過年度の災害により被災した林道の復旧を行う市町村への助成ですが、国道や県道などの他所管の復旧工事との調整の結果、当該事業費が確定したことによる減額です。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

51ページをお願いいたします。

最下段の水とみどりの森づくり事業費について、下のページの1段目に債務負担行為の追加をお願いしています。

森林ボランティアの育成や森林整備に必要な道具貸出しなどの活動支援をするボランティアネット運営の4月からの業務委託分であります。

5段目の治山事業費は、国庫内示減に伴う減額でございます。

53ページをお願いします。

1段目の保安林整備事業費は、国庫内示減に伴う減額であります。

森林保全課は以上でございます。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

54ページをお願いします。

最下段、浅海増養殖振興事業費の説明欄1、赤潮被害低減対策事業で増額をお願いしております。

これは、令和4年に続き、昨年6月から発生した甚大な赤潮被害対策として、安定的な養殖生産が図られるよう、効率的な赤潮監視体制を構築するとともに、赤潮被害の低減に向けた現場での実証試験など、漁業者による赤潮対策の取組を支援するものです。

55ページをお願いします。

水産物流通対策事業費の説明欄1、くまもとの魚海外市場ターゲット緊急拡大事業で増額をお願いしております。

これは、中国の日本産水産物の禁輸措置により、中国等への県産養殖魚等の輸出が困難な状況にあることから、輸出先の転換に向けた販路開拓のための商談活動や県産養殖魚のPR等の取組に支援をするものです。

2の漁業資材コスト緊急低減事業ですが、減額をお願いしております。

これは、事業費の確定に伴う減額及び現在も資材価格が高騰していることから、引き続き漁協が漁業者に販売する生産用資材の価格上昇分に対し支援をするものです。

下のページ、最下段、水産資源保護育成事業費の説明欄1、有明海・八代海再生事業で減額をお願いしておりますが、これは、有明沿岸4県と国が協調した取組である有明海再生事業の国庫内示減に伴うものです。

下の水産動物種苗生産等水産振興業務ですが、これは、マダイ、ヒラメなどの放流用種苗の生産を委託するもので、年度当初から事業の実施が必要なことから、債務負担行為の

設定をお願いするものです。

58ページをお願いします。

2段目、漁業取締費の説明欄2、漁業取締費ですが、これは、県内の漁業秩序の維持を図るため、漁業取締船等による取締り活動に必要な費用ですが、燃油が高騰したことから、取締り活動に支障を来さないよう増額をお願いするものです。

水産振興課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

60ページをお願いいたします。

4段目の水産環境整備事業費につきましては、国庫内示減に伴い減額を行うものでございます。

61ページをお願いいたします。

2段目の漁港関係海岸保全事業費の説明欄1と2の漁港関係海岸保全事業費、3と4の漁港関係海岸メンテナンス事業につきましては、ともに国庫内示減に伴う減額でございます。

下のページの1段目、単県漁港改良事業費の説明欄、水産基盤整備交付金は、一部財源に充てている国庫の内示減に伴う減額です。

2段目の国庫支出金返納金は、説明欄の海域漂流・海岸漂着物地域対策事業の過年度事業確定に伴う国庫支出金の返納金でございます。

3段目の漁村再生整備事業費、次の段の漁港関係港整備事業費、最下段の水産流通基盤整備事業費につきましては、いずれも国庫内示減に伴い減額を行うものです。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 13ページ、流通アグリビジネス課のマル新、3段目ですかね。熊本県農産物輸送効率加速化緊急支援事業ということで、9,750万余の予算が組まれております。

説明によりますと、24年問題についてしっかり取り組んでいただいているということでありますので、それはそれとしてしっかり頑張っていただきたいというふうに思っておりますけれども、具体的に商慣習を直すというのは簡単な話じゃなくて、それぞれ農協と輸送会社と、これから先の違いをしっかりと説明しながら取引をしていただかなきゃならないということでありましてけれども、どのような形で進んでいるのかが1つ。それともう一つは、パレット化を含めた、要するに遠隔地への輸送がなかなか簡単にいかないという、その部分についての進捗度合いについてお話いただければと思います。

同様に、2つ目が、次のページ、14ページ。

ブランド確立・販路対策費の中で、T S M Cの社員食堂における県産食材活用緊急支援事業ということで、1,700万予算を組んでいただいております。もう非常にありがたいことだと思っておりますけれども、具体的に、これもまた大体1,700人が仕事をされる、第1工場分はね。第2工場になると3,400人になるという話を伺ってますが、1,400人が社員食堂で全部食事を取られるのかどうなのか。もしくは、手持ちのお弁当でお見えになる方もいらっしゃるかもしれません。そこは企業の内部だからよく分からないんですけれども、ほぼ多分3食、朝昼晩、24時間体制で動くのかなというふうに思っておりますけれども、社員食堂の体制はどうなるのかを把握なさってらっしゃるのかなということと、そこに対して、ど

という窓口をつくって——JAをはじめとした窓口をつくっていくという動きについては、私も把握しておりますし、皆さんに御紹介したこともございますけれども、それがどう進展しているのかについて、まず説明をしていただきたいと思います。それが2点目です。

最後に、27ページの畜産課。

上から3段目、家畜衛生推進対策事業費で、くまもとの畜産業を守る獣医師獲得事業ということで、残念ながら予算は減額になっております。恐らく、これは獣医師を目指す大学生に対する奨学金のことかなというふうに思っていますが、組んである予算が492万円使われなかったということではありますが、大きな動物、家畜動物に対する獣医師の需要というのは、これから先もしっかりあるわけがありますし、県庁の中でも職員として獣医師の職員が家畜衛生保健所を経営していく上においては、絶対必要でありますし、また、これから先は防疫対策、豚熱も含めた様々な防疫対策をやる上においても、獣医師の皆さん方が県の公務員として必要だという部分についてはしっかり分かっているつもりであります。なかなか苦戦しているのかなということを考えてます。

一方で、これは、あくまで公務員になってください、県庁職員になってくださいという囲い込みに近いと思ってますが、私の地元では畜産がとて多くて、民間の獣医師の方が圧倒的に足りない。もしくは、今もう御高齢になってらっしゃるから、今は足りてても、この先10年とかの見通しが立たないという不安をいつもおっしゃっていただいておりますので、こういう奨学金制度は、私は有効だと思ってましたけれども、その有効性も含めてですが、民間まで含めていく、要するに大動物の獣医師さんを増やす政策というものについてお話をいただければと思います。

以上3点。

○林田流通アグリビジネス課長 まず、2024年問題についてお答えしたいと思います。

商慣行というのは、委員おっしゃられたとおり、非常に難しい問題だというふうに思っております。

これまで、トラック会社あたりが、サービスとか厚意とかで、荷主に対して、いろいろ便宜ではないですけども、やり取りが過去の経緯で決まってきたような慣習でありまして、それを急に変えるというのは非常に難しいことであると思うんですけども、ただ、トラック会社のほうも、2024年問題に加えて、人員不足とか、あるいは燃料高騰、こういったもので非常に逼迫してきているというような状況がございます。

うちの県においても、そのトラック運送会社のほうから、商慣行の見直しを産地のほうに迫ってきておりまして、中には、そういう見直しが必要で、今後の円滑な物流に支障を来すのではないかなというふうに思われるような地域もあるというのが現状でございます。

そういうような中で、今後、2月補正、今回提案しております事業の活用でありますとか、あとはJAとか、そういったところとしっかり話をしながら、これは最終的には産地とトラック事業者との話し合いで決まっていくと思われま。

ですので、私たちとしましては、商慣行の見直しあたりをきっちり進めながら、産地、そしてJAが話し合える、協議し合える環境整備に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

それと、パレットの進捗状況でございますけれども、パレットの進捗状況につきまして、パレットだけではなくて、パレットに付随して、段ボールの形状、こういったものも変えていく必要があるということから、進んでいるところについては、一部JA、代表的

なのは、熊本市の河内選果場、そういったところが代表的でございますけれども、そういうところしかなかかなか進んでないというのが現状でございます。

市場のほうは、パレットを割と進められる傾向にあります。ただ、全ての市場が進めるわけではなくて、市場の中には、到着した荷物の割り振りをまだ運送会社にさせる、そうするとパレットで下ろしてもあまり意味がないというようなことで、運送会社のほうが、そのパレット輸送を嫌う、J Aのほうも、そういったことで、パレット輸送に積極的ではないというような状況もありますので、ただ、将来的には、ドライバー不足、こういったものに対応していくためには、パレットというのは必要だというふうに考えますので、そういうような市場の条件については、国に提案したりしながら、それから、J Aのほうについては、セミナーとかを通して理解を求めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、社食の事業の件でございます。

社食の体制につきましては、企業ごとに社食の運営方法というのは異なっておりまして、直営ですとか、あとは関連企業に任せたりとか、あと、完全に別会社ですね。別会社のほうに、給食事業者のほうに任せたりというような体制がございます。

J A S Mにおいては、完全に別業者に任せておられまして、J A S Mは、委員おっしゃられましたとおり24時間営業で、コンビニとか社食がメインで食事を取られているというようなことになっております。

また、J Aを窓口とした体制ですけれども、ここにいらっしゃる委員の方にも御指導いただきながら、例えば、給食事業者のエムサービスあたりとJ Aとをマッチングさせて、事業を円滑に進めるような仕組みをつくらすとか、あと、これは、実は去年の

6月補正にも同じような事業をしましたけれども、その事業のときには、企業からのオファーに基づいて経済連を紹介したりとか、養殖業の組合を紹介したりということで、そういうマッチングあたりも進んでいるというようなどころでございます。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

獣医師の確保についてでございますけれども、まず、今年度の減額につきましては、これは要望がなかった部分があるということで減額をしているものでございます。

公務員獣医師も大動物の民間の産業獣医師、いずれも非常に重要と思っております。県においては、両方確保するような対策をしっかりとやっていくということで、いろいろ取組をやってますけれども、現在の修学資金制度につきましては、これについては、公務員獣医師もそうですけれども、民間の、例えば農済とか農業団体への就職についても活用できるということで、これまでに15人ほど活用された方が卒業されて就職しておりますけれども、うち5名が、共済なり、あと県酪連等の農業団体のほうに就職されているということなので、修学資金制度につきましては、両方支援をしていくというような形でやっております。

また、本年度につきましては、こういう修学資金制度があるとか、獣医師の仕事内容とか魅力とかについて高校生にしっかりと分かっていただきたいということで、紹介のDVDを今年予算を取って作らせていただいて、既にもう高校のほうに配付させていただいておりますので、いろんな取組の中で確保をしっかりとやっていこうということで、来年以降もしっかりやっていきたいと思っています。

以上でございます。

○前川収委員 まず、効率化の話、2024年問題というのは大変難しい問題だとは思いますが、多分熊本県は、全国に先駆けて、モデル的な取組をしていただいているというふうに思ってます。大規模消費地との遠隔、遠いところにあるという、これはもうどうしようもない宿命でありますけれども、しっかりそのことを踏まえた上で、皆さんが食料供給基地としての役割をちゃんと果たせるように、これからもしっかり頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、パレットについても、なかなか簡単ではないという話を聞いてます。一部市場との契約においては、荷下ろし、仕分は持ってきた人の責任という何か条項が入っている市場もあるというふうに聞いてまして、そこはやっぱりちゃんと国と協議しながらやらないと、そこは変わらないわけね、今までと。荷待ちをして、下ろすのを待ってて、下ろす責任は、トラック業者、もしくはそれ以外、その市場じゃないところが負うということであれば、そこで時間短縮ってなかなか難しいというふうに思いますので、制度の問題もあるかもしれませんが、契約の問題もあるかもしれませんが、そこまでちょっと深掘りして考えていただければありがたいというふうに思ってます。

それから、J A S Mをはじめとした半導体企業は、これからどんどんもって増えてくるんでしょうけれども、J A S Mは1,700人が24時間交代でお仕事をなさって、その中で食事を取られる形態がほとんどだということでもあります。

しかも、もう既に県産食材については入る窓ができてきて、いよいよ先週、本格運用が始まる準備が始まったということですから、もう既に1,700人働き始めたのかどうか、私分かりませんけれども、多分始めたんだろうと思います。生産がきちっと出荷できるのが今年度末ということでしょうから、そうなる

と、相当のやっぱりその食材が必要になっているはずでありまして、それを県産食材で賄うというのはとても画期的な話だと思います。

ところが、誰も知らないですね、今どうなっているのか。もちろん、企業はあまり言わないかもしれませんが、T S M Cが来ること、J A S Mが来ることよってのプラス効果というものについては、いろんな議論があるわけではありますが、少なくとも農業者の皆さん方からは、ぜひ県産食材を使ってほしい、農産品を使ってほしいという、そういうニーズはとても高くあります。

こういう取組をしております、今こういう実績が上がってますということ、そのことは、農家も含めて、少しアピールしてもらわないと、P Rしてもらわないと、何をやってるのか全く分からないという状況では困るというふうに思いますので、いいことですからね。しかも、これはある面、農家の活路を開く窓にもなるかもしれない。倍になるわけですから、多分。今の状態が3,400人に、J A S Mだけでですね、関連産業はまだ分かりませんけれども、そういう状態が生まれるわけですから、ぜひしっかり宣伝をしてやってください。

実態的にどういう食材がどう使われているというようなことも分かれば、民間企業との取引ですから簡単ではないかもしれませんが、なるだけ、それは別に分かってもおかしくはないと思いますので、できれば公開してもらえればありがたいなと思ってます。今は要望で結構です。

それから、最後の奨学金制度、くまもとの畜産業を守る獣医師獲得事業については、なかなかP Rが足りてないという部分もあるのかもしれません。残念だなと思いながら、492万円減額されたということは、予定よりも少なかったということ、お使いになる方がね。ぜひ、それは制度も含めていろいろ変え

ていってほしい。

というのは、例えば、今おっしゃったように、県庁に就職なさったり、農協関係の皆さん方に就職なさるということについては対象ということですが、一方で、困っているのは地元で開業いただくこと、つまり、民間のままなんだけれども、例えば、熊本に残って熊本で開業していただくという方についても対象に何か入れられないかなと。それは制度を工夫すれば何とかなるんじゃないかなと思うんですね。

役所にいらっしゃる、それから、それぞれの関係機関にもいらっしゃっても、結局民間も必ず要るわけですね。民間の獣医師も必要でありまして、例えば菊池辺りで開業していただく若い人が、大動物ですよ、もちろん。そういうのをちゃんと決めながら、奨学金制度を運用できればいいんじゃないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

民間の獣医師さん——この制度自体が、例えば奨学金が、国と県で半分ずつ持っているんですけども、共済に入る場合は、県が支払っている分のまたその半分、全体の4分の1を負担していただくというような制度になってまして、そういう形で今やってます。

民間の開業医ということになると、そこはちょっと今後検討させていただきたいのと、国の事業に上乗せをしているということなので、国ともそこはしっかり協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○前川収委員 例えばですけども、エリアで困っているJAの方が、別にJAに就職されてもいいんでしょうけれども、なかなかJAで抱えるのは難しいでしょうから、獣医師さんを。そうすると民間でやってくださいと

いう話になって、だったら、お客さんというのかな、助かるのはほとんど組合員の皆さんですから、そういう考え方もあるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討してください。

以上です。

○鬼塚畜産課長 はい。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑ありませんか。

○山口裕委員 先ほどの13ページ、輸送の効率化で併せて質問というか、お尋ねですけども、地域には様々な課題があって、そしてまた、荷を発送する側、そして輸送する側、それぞれ着荷主の側というのがあるんだなと思いつつも、先ほど前川委員のほうから発言があったように、深掘りして、どこまでこう捉まえていただいて、今後の効率化につなげていくか。それはもう一義的には、そこに関わる農業団体であるとか、トラック業者にやっていただきたいというのは、一義的にはあるんですが、今の現状をちょっと鑑みますると、なかなかその整理もままならない状況であるので、私としても、皆さんも深く関与して、効率化を図る手だてを関係者とともに考えていただければと思うところです。よろしくをお願いします。

21ページ、よろしいでしょうか。

施設園芸産地緊急発展事業ということで、ありがたい制度だなと思っております。

今の経済状況、物価高騰等を考えれば、施設園芸に取り組む農業者にとっては、なかなか新規でハウスを建てようなんていう状況にはないと思っております。

そういった声もたくさん聞くところですが、このように、例えば移設であるとか、修繕、補強に対して手だてをしていただけるのはありがたいなと思いますけれども、

これまでも様々な手だてをしていただきながら、それでもなかなか届かなかった、対象にならなかった事業というのがあったと思いますが、今後、この辺りの取扱いについてはどのようにお考えか、お尋ねします。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

この事業につきましては、これまでも中古ハウスを移設したり修繕したりとする事業がございましたが、対象とする事業主体を、いわゆる組合という形で3戸要件をしております。

そのために、なかなか3人寄らないということが課題ということで、現地のほうからもうそういう声が上がっておりましたので、今回は、担い手であれば個人でも取り組めるようにということで中身を改正して、新規で予算を要求させていただいたところでございます。

以上でございます。

○山口裕委員 要件が緩和されて使いやすくなりましたということですが、これは、補助の割合としてはどのくらいだったのですかね。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

今のところ3分の1を考えております。

○山口裕委員 今後地域に持ち帰れば、この事業のありがたみが農業者にとってはすごく伝わるのかなと思っておりますけれども、現場の意見も捉まえながら、今後とも施設園芸に取り組む農家を支援していただければと思います。よろしくお願いします。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西聖一委員 16ページのみどりの食料システム戦略緊急支援事業で、有機農業の支援をするという考え方をちょっと言われたのですが、これまでも有機農業推進もいろいろやって、なかなか難しいという話はよく分かっていますけれども、この事業費がついたことでかなり進むと思いますけれども、その中で、学校給食の無償化と併せて、有機農業農産物を使うというのは全国的な流れになってるんですけれども、そことの関わりが出てくるかどうかをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、20ページです。

脱炭素型施設園芸緊急対策事業で、ヒートポンプ等のバイオマス燃料の安定供給というところで、これも以前からちょっと問題あってバイオマスの確保が難しいということで、何とかここ1～2年は乗り切ってきたと思いますが、これからもこの事業をつけていくということで、そこら辺の安定供給は本当に大丈夫なのかなということをお尋ねしたいと思います。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

御質問のみどりの食料システム戦略緊急支援事業につきましては、補正予算という形ではございますけれども、既に2年ほど前から続いております。

県内では、山都町と、それから南阿蘇村のほうでオーガニックビレッジという宣言をしております。村丸ごと有機農業の推進に取り組む、そういった中で、その生産だけでなく、流通面、消費面、そういったところについてもいろんな施策で応援していこうということで、学校給食への提供についても、期間はまだまだ程度限られますけれども、一部実施して、生徒から評判がいいというところはあっております。

御存じのとおり、学校給食につきましては、食材を一定にそろえて提供する、これが非常にハードルがあるということと、これまでの流通に対して割り込んでいくという、そういう面も多少問題がございますので、なかなか簡単に進んでいかないところはございますけれども、こういった取組が全国的に少しずつ増えていくということで考えております。

以上です。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

御質問がありました木質バイオマス加温機の燃料の安定供給ということでございますけれども、現在、ペレット価格が、5年前と比較しまして、5年前が40円ぐらいだったものが、令和5年で74円ぐらいになっておりまして、かなり安定供給が難しくなっている状況でございます。

そのために、今回、この事業において、バイオマス加温機のほうからヒートポンプと重油加温機へのハイブリッド型、あるいはバイオマス加温機からヒートポンプへの変更というものを推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西聖一委員 みどりのほうは、本当に頑張っていたいて、熊本県、先進県になるように頑張っていたきたいと思います。

それと、木質ペレット、ハイブリッド型でやってますけれども、使っている農家から聞くと、やっぱりオイルというか、燃料のほうを使い勝手がよくて、木質のほうは、やっぱり灰の処分、これも大変苦労しているという話も聞いたので、本当にハイブリッド型でいいのかなと、そもそも論もちょっとあるので、そこら辺も、やっぱり県として、農家のためにどっちがいいのかも、いろいろ判断、

指導していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

続いて、令和6年度当初予算関係議案及び条例等関係議案等について、関係各課から順次説明をお願いいたします。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会資料の令和6年度当初予算関係をお願いいたします。

こちらの3ページをお願いいたします。

令和6年度当初予算総括表でございます。

令和6年度当初予算は、いわゆる骨格予算としての編成になっておりまして、災害対策、あるいは事務的経費、その中心の編成というふうになっております。

見出しの(A)の令和6年度当初予算額の欄の一番下になりますが、一般会計では512億8,000万円余、特別会計で10億3,000万円余、総額で523億1,900万円余となっております。

それでは、予算の詳細につきましては、主なものにつきまして、各課から順次説明させていただきます。

まず、農林水産政策課分になりますが、4ページをお願いいたします。

一番上の農業総務費のうち、2段目の職員給与費につきましては、現在配置しております職員数により計上しております。

この職員給与費につきましては、各課同様でございますので、以降、各課の分も含め個別の説明は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

一番上の段の農業公園費は、農業公園の指定管理者への委託に要する経費及び農業公園施設の改修に要する経費でございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○楠団体支援課長 団体支援課でございます。

6ページをお願いします。

最下段の農業近代化資金等助成費は、説明欄1の農業経営の近代化に必要な施設整備費等と、2の営農負債を借り換えるための資金に対する利子補給です。

7ページをお願いします。

1段目は、ただいまの2つの資金の利子補給について、償還期間中の債務負担行為の設定をお願いするものです。

下段の説明欄1の農林漁業制度資金総合管理システム開発については、新たなシステムに移行するため、システムの基本設計を委託するものです。

8ページ、下段の農畜産特別資金助成費は、家畜農家の経営改善のための借換え資金等に係る利子補給費助成です。

9ページをお願いします。

上段の認定農業者等育成資金助成費は、説明欄2の認定農業者に低利の運転資金を融資するための貸付原資について預託するものなどです。

下段の説明欄1から3については、被災された農業者に対して、引き続き金融支援策を実施するものです。林業及び漁業も同様に実施します。

10ページ、最下段の収入保険普及啓発強化事業は、継続的に収入保険への加入を促すため、普及啓発を行う熊本県農業共済組合へ助成を行うものです。

12ページをお願いします。

林業金融対策費について、説明欄1の(1)から次ページの(6)までは、森林組合や樹芸農協等の多様な資金需要に対応するための貸付原資について預託するものです。

14ページをお願いします。

水産業協同組合指導費について、説明欄2と4は、漁業共済掛金の一部の助成や加入促

進に要する経費です。

15ページをお願いします。

上段の漁業近代化資金融通対策費は、漁業経営の近代化を図るための資金に係る利子補給で、併せて償還期間中の債務負担行為の設定をお願いしています。

下段の金融対策費の説明欄2は、海水養殖漁協及び県漁連に対し、事業運営に必要な資金を融資するための貸付原資について預託するものです。

下のページの3は、中小漁業者の経営改善のための借換え資金に係る利子要求であり、併せて償還期間中の債務負担行為の設定もお願いしています。

4については、令和5年に赤潮被害を受けた漁業者への融資に係る利子補給費補助です。

18ページをお願いします。

林業改善資金特別会計です。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、林業者及び木材事業者の経営改善等を支援するために貸し付ける無利子の資金です。

その下の国庫支出金返納金は、林業改善資金貸付原資の減額に係るもので、次ページ最下段の一般会計繰出金も同様の理由によるものです。

18ページにお戻りいただきまして、次の木材産業等高度化推進資金貸付金は、林業関係団体等が経営の合理化等のために必要な運転資金を低利で融資するための貸付原資を預託するものです。

2は、当該資金の貸付原資について、農林漁業信用基金からの借入期間満了により返済するものです。

20ページをお願いします。

沿岸漁業改善資金特別会計です。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金は、近代的な漁業技術の導入等に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

団体支援課は以上です。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

21ページをお願いします。

3段目、農政企画推進費の説明欄、フードバレーアグリビジネスセンター推進事業は、センターにおける試験研究及び農産加工品の商品化や分析等、事業者支援に要する経費でございます。

4段目の農産物流通総合対策費の説明欄の下ページ、4、6次産業化総合支援強化事業は、全国展開を目指す商品開発や事業者育成を図るため、サポートセンターの設置や商品のブラッシュアップ、販路拡大、施設設備の導入など、総合的な支援を行う事業でございます。

3段目のブランド確立・販路対策費の説明欄1、くまもと地産地消革新プロジェクト事業は、地産地消を総合的に推進するため、SNSを活用した情報発信や普及啓発、県産食材を扱う飲食店等に対する地産地消協力店の指定や販促資材の提供、量販店等での地産地消イベントの開催等に要する経費でございます。

流通アグリビジネス課は以上です。

○高野農業技術課長 24ページをお願いします。

農業技術課でございます。

最下段の農業改良普及管理運営費の説明欄、協同農業普及事業は、各地域振興局農業普及・振興課等の運営及び普及職員の現地での活動や研修等に要する経費でございます。

26ページをお願いいたします。

3段目の土壌保全対策事業費の説明欄1、環境保全型農業直接支払事業は、農薬と化学肥料を5割以上低減する取組と併せて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対する助成でございます。

2の地下水と土を育む農業総合推進事業は、地下水と土を育む農業推進条例に基づき、県民運動の展開やグリーン農業の推進、環境保全型農業の生産拡大への支援等に要する経費でございます。

次のページ、27ページをお願いします。

1段目の説明欄3の熊本型みどりの食料システム戦略推進事業は、循環型農業を実現するため、温室効果ガス削減や環境負荷低減等に向けた新技術の開発、実証、普及に要する経費及び有機農業の生産拡大に取り組む市町村等への助成でございます。

3段目の病虫害発生予察事業費の説明欄2の病虫害発生予察事業費は、病虫害防除所の運営及び病虫害の発生予察、海外から侵入するおそれのある病虫害の調査及び蔓延防止のための初動防除等に要する経費でございます。

次のページ、2段目の管理運営費の説明欄2の施設改修事業は、農業研究センターの施設の維持補修に要する経費で、老朽化した畜産浄化槽の改修などを行うものでございます。

30ページをお願いします。

4段目の試験研究費の説明欄1、耕種部門試験研究費は、作物、野菜、花卉、茶、果樹の栽培技術等の研究に要する経費でございます。

2の外部資金委託研究費は、国等が募集する公募型の研究資金を活用した国立研究開発法人や大学、民間企業等との共同研究に要する経費でございます。

31ページをお願いします。

2段目の試験研究費の説明欄、畜産部門試験研究費は、家畜の飼養管理や飼料栽培、草地管理等の研究に要する経費でございます。

農業技術課は以上です。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

32ページをお願いします。

4段目の農作物対策推進事業費の説明欄、経営所得安定対策等推進事業は、経営所得安定対策等の実施に係る市町村等が行う農業者への制度周知や作付確認等に対する助成です。

33ページをお願いします。

米麦等品質改善対策事業費の説明欄の1、麦・大豆生産技術向上事業は、国の事業で、麦、大豆の生産体制強化を行う生産者団体等に対するソフト、ハード両面の助成です。

その下、2から6までの事業は、米、麦、大豆に係る生産振興や検査など、県の活動に要する経費です。

下のページの1段目、畑作振興対策費の説明欄、地域特産物産地づくり支援対策事業は、茶、たばこなどの特産農作物の産地づくりに必要な施設等の整備及び推進活動に対する助成でございます。

2段目のい業振興対策費の説明欄の1、くまもと豊表価格安定対策事業は、豊表の価格下落に応じて補填金を交付する価格安定に要する経費です。

3段目の野菜振興対策費の説明欄の1、野菜価格安定対策事業は、市場価格が下落した場合に補給金を交付する野菜価格安定制度の資金造成でございます。

35ページをお願いします。

説明欄の4、持続的露地野菜産地育成事業は国の事業で、バレイショなどの生産拡大や労働力不足への対応のために必要な省力作業機械の導入や病虫害抵抗性品種の導入等に対する助成です。

その下の段、債務負担行為の設定は、先ほど御説明しました野菜価格安定対策事業の支払い保証に必要な債務負担限度額を設定するものでございます。

下のページの2段目、果樹振興対策費の説明欄3の次世代型果樹園モデル実証事業は、省力栽培技術とスマート機器装備による労働

生産性の高い果樹経営モデルの実証に対する助成でございます。

37ページをお願いします。

1段目の生産総合事業費の説明欄の1、強い農業づくり支援事業並びに2、産地パワーアップ事業の2つの事業は国の事業で、生産性や収益力向上に向けた施設や機械等の導入に対する助成でございます。

2段目の水田営農活性化対策費の説明欄、水田産地化総合推進事業は、米の計画生産及び水田の有効活用を推進する関係機関の活動に対する助成です。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

38ページをお願いいたします。

最下段の畜産総合対策事業費でございます。

説明欄、畜産環境対策総合支援事業は、高品質な堆肥の生産等に必要な施設整備等を支援するものでございます。

39ページ、畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

説明欄1の家畜改良増殖総合対策事業は、種雄牛の造成、管理や家畜の能力向上に取り組む地域改良組織等への助成及び優良雌牛の導入、保留推進や全国和牛能力共進会出品の取組等を支援するものでございます。

下のページ、1段目、畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄1、家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、肉豚及び鶏卵の価格安定のための基金造成に要する助成でございます。

説明欄3、畜産総合対策事業は、畜産物の安定的供給体制の構築を図るための産地の基幹施設整備等に対する助成でございます。

41ページをお願いします。

下から2段目、家畜衛生推進対策事業費の説明欄、くまもとの畜産業を守る獣医師獲得事業は、産業動物獣医師の確保を図るため、

子供への魅力発信に要する経費や、国が行う修学資金給付制度を活用して獣医系大学生に修学資金を給付する畜産団体に対する給付原資の助成でございます。

最下段、家畜衛生・防疫対策事業費でございます。

説明欄の1から43ページの6までの事業がございますが、これらは、県内5つの家畜保健衛生所の管理運営に要する経費や家畜伝染病の発生予防と発生時の初期対応に要する待ち受け経費でございます。

まず、1の家畜保健衛生所維持管理費は、家畜保健衛生所の管理運営に関する経費でございます。

下、42ページ、説明欄3の家畜伝染病防疫対策事業は、家畜伝染病、特に鳥インフルエンザや豚熱等の法定伝染病の発生予防と蔓延防止のためのワクチン接種や検査等に要する経費及び実施団体に対する助成でございます。

5、家畜伝染病まん延防止対策事業は、豚熱及び鳥インフルエンザの予防的な消毒や万が一発生した場合の初期の防疫対応に要する待ち受けの経費でございます。

43ページをお願いします。

説明欄6、畜産防疫体制強化事業は、野生動物侵入防止対策に必要な施設設備整備と畜産関係団体の防疫体制強化の取組に対する助成でございます。

畜産課は以上でございます。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

44ページをお願いします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費、説明欄1の最適土地利用総合対策事業は、中山間地域などにおける農用地保全に必要な土地利用構想の策定などに取り組む市町村に対する助成です。

4の農地流動化推進事業は、農地集積を推

進する農地中間管理機構に対する助成でございます。

45ページをお願いします。

説明欄6の農地集積加速化事業は、主に市町村が行う地域計画の作成活動に対する助成でございます。

7の農地中間管理機構事業は、担い手に農地を集積する農地中間管理機構に対する助成でございます。

下のページ、説明欄12のくまもと農業の継承支援事業は、高齢などにより経営移譲を希望する農家の資産を新規就農者に継承する取組に助成するものでございます。

14の農地情報共有緊急対策事業は、企業進出に伴う営農継続に向けた支援として実施する貸借可能な農地の把握やマッチングの取組に要する経費でございます。

47ページをお願いします。

1段目の債務負担行為の設定につきましては、農業公社が農地売買等の事業を実施するための借入れ資金に関する損失補償として設定するものでございます。

下のページ、2段目の農業改良普及推進費、説明欄1及び2の事業は、新規就農者確保のための事業で、就農前及び就農直後の新規就農者に対して、定額の資金を交付、あるいは就農時に必要となる機械、施設の導入に対して助成を行う事業でございます。

3段目の新しい農業の担い手育成費、説明欄2の熊本型新規就農総合支援事業は、新規就農希望者に対する相談から研修、就農定着までの総合的な支援に要する経費でございます。

49ページをお願いします。

3段目の農業構造改善事業費、説明欄の農地利用効率化等支援交付金事業は国の事業で、担い手の経営発展に必要となる農業用機械や施設の導入に対する助成でございます。

最下段から51ページまでは、農業大学校に関する予算でございます。

51ページを御覧ください。

説明欄7の農大施設保全改修事業は、農大の保全計画に基づき、研究・講義棟ほか施設改修を行う経費でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

53ページをお願いします。

下から2段目の土地改良施設維持管理事業費については、国営事業で造成された施設の維持管理を行っている土地改良区へ助成を行うものです。

54ページの1段目の農業農村整備調査計画費については、農業農村整備事業の新規要望地区に係る調査や事業計画の策定、土地改良施設に関する調査等に関する事業費でございます。

3段目の農業農村整備推進交付金は、市町村や土地改良区が実施する国庫補助事業の対象とならない小規模な農業農村整備事業に対して助成を行うものです。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

56ページをお願いします。

2段目の土地改良施設維持管理事業費の説明欄1、土地改良施設突発事故復旧事業は、パイプラインや用排水機場などの土地改良施設が突発的に故障した場合の復旧に対応するための経費及び助成を行うものです。

2、土地改良施設維持管理強化事業費は、土地改良区等の施設の管理者に対する技術支援と施設の補修に対する助成を行うものです。

最下段の県営中山間地域総合整備事業費の説明欄1、県営中山間地域総合整備事業費は、57ページの説明欄に続きますが、中山間地域において、農地の区画整理などの生産基

盤整備と集落道路などの生活環境整備を総合的に実施するものです。

その下は、債務負担行為の設定です。

第二上益城中央地区の区画整理工事において、工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

最下段の団体営農業農村整備事業費につきましては、農業生産基盤整備等を実施する市町村に対する助成です。

58ページ、1段目の農業生産基盤整備事業費については、農地の区画整理や用排水路、農道の整備と併せて農地集積を行うことで、生産コストの低下や高収益作物の導入を図るものです。

2段目は、農業生産基盤整備事業費の債務負担行為の設定です。

説明欄1の美登里地区から59ページ8の小島地区までの8地区について、排水機場等の整備における工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

下の60ページ、3段目の農地防災事業費の説明欄、農村地域防災減災事業については、防災ダムなどの防災施設の整備を実施することで、農地や農村地域における災害の未然防止を図るものです。

その下は、農地防災事業費の債務負担行為の設定です。

61ページまでの説明欄に記載の3つの地区について、排水機場の整備における工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

61ページ、2段目の単県農地防災施設管理費の説明欄、県管理土地改良施設等総合マネジメント事業は、県が管理する海岸保全施設等の補修や維持管理及び地滑り防止区域の点検等に要する費用です。

4段目の団体営農地等災害復旧事業費は、農地や農業施設の災害復旧を実施する市町村に対して助成を行うものです。

5段目の県営農地等災害復旧事業費は、県

営で実施する災害復旧に要する経費でございます。

農地整備課は以上です。

○野入むらづくり課長 むらづくり課でございます。

63ページをお願いします。

1 段目、山村振興対策事業費の説明欄1、中山間地域等直接支払事業は、中山間地域等において農業生産活動を継続する農業者等への交付金でございます。

3 段目、農作物対策推進事業費の説明欄、鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業は、鳥獣被害防止のための防護柵設置や捕獲活動経費、人材育成や対策技術の普及、ジビエ利用拡大への取組などに要する経費でございます。

5 段目、農業構造改善事業費の説明欄、中山間地域総合支援対策事業は、中山間地域における持続可能な農業農村の実現に向けたデジタル技術の導入や農村RMOの形成に要する経費でございます。

64ページ、4 段目、農地・水・環境保全向上対策事業費の説明欄、多面的機能支払事業は、農業農村が有する多面的機能の維持、発揮を図るため、地域の共同活動や、水路や農道など地域資源の質的向上を図る活動に対する助成でございます。

むらづくり課は以上です。

○岩田技術管理課長 技術管理課でございます。

65ページをお願いします。

3 段目の地籍調査費は、説明欄のとおり、地籍調査を実施する市町村に対する助成でございます。

最下段、農業土木行政情報システム費の説明欄1 と下のページの最下段、林政諸費の説明欄、CALS／EC事業は、電子入札等のシステム運用、保守管理に要する経費で、そ

れぞれ農業土木、林務水産負担分でございます。

65ページ、最下段、説明欄2 のくまもと農地GIS利活用DX推進事業は、システムの開発、運用及び業務データ作成に要する経費でございます。

66ページ、1 段目の農地情報共有緊急対策「くまもと農地GIS」活用事業は、説明欄のとおり、企業の進出に伴う営農継続支援として、貸借可能な農地情報をシステムに登録するための経費でございます。

技術管理課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

67ページをお願いします。

3 段目の林政諸費につきまして、説明欄の1、航空レーザ計測・解析事業は、市町村が実施する航空レーザーを用いた森林情報の把握、分析に対する助成を行うものです。

3 の森林経営管理制度運用支援事業は、令和元年度に開始されました森林経営管理制度について、運用主体である市町村を支援するサポートセンターの運営等を行うものです。

69ページをお願いします。

水とみどりの森づくり事業費の説明欄2 の自伐林家等育成対策事業につきましては、自伐林家や林業研究グループの育成を図るため、林業大学校の自伐林家育成コースとして安全作業等の基礎研修などを行うほか、自伐型林業等の推進に当たって必要となる資機材の整備等について助成を行うものです。

4 の災害リスクを低減させる森林づくり推進事業につきましては、近年の山地災害の頻発化、激甚化を踏まえまして、林業と県土保全の両立を図るため、山地災害リスクの予測に必要な地図情報を整備し、これをウェブで提供する環境整備を行うとともに、林業事業体を対象とした林地保全に配慮した路網整備の研修を行うものです。

5の森林再生コーディネート事業は、県内でも伐採が進む球磨地域において、造林未済地の解消のため、所有者へ再造林の働きかけなどを行う専門員の配置を行うため、市町村で構成する協議会に対して助成を行うものです。

下のページ、5段目の林業公社貸付金につきましては、説明欄のとおり、熊本県森林整備資金貸付条例に基づく林業公社への貸付け等を行うものです。

最下段の流域総合間伐対策事業費につきましては、説明欄のとおり、用途別の木材需要に的確に対応するための間伐材の伐倒、搬出や路網整備に対する助成を行うものです。

71ページをお願いいたします。

2段目、造林事業費につきましては、説明欄の森林環境保全整備事業は、森林整備の基本となる国庫補助事業であり、植栽、下刈り、間伐など、一連の造林事業に対して助成を行うものです。

6段目、試験調査指導費につきましては、説明欄のとおり、林業研究・研修センターが行う試験研究などに要する経費となっています。

下のページ、5段目、県有林造成事業費につきましては、説明欄のとおり、県有林における森林整備など、県有林の整備や管理を行うものです。

森林整備課の説明は以上です。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

74ページをお願いします。

最下段の水とみどりの森づくり事業費のくまもとの木と親しむ環境推進事業は、県産木材のよさや木材利用の意義等の普及啓発を行うため、木育インストラクター養成講座の開催や小学校5年生社会科用副読本の配付などに要する経費です。

75ページをお願いします。

2段目の林業労働力対策事業費は、林業担い手の確保、育成を図るものですが、2のくまもと林業大学校人財づくり事業は、林業就業希望者に対し、林業に必要な技術と現場力を習得させるための長期課程や林業就業に必要なチェーンソーや刈り払い機等の資格取得を支援する短期課程など、くまもと林業大学校の運営に要する経費です。

3の次世代林業・担い手強化支援事業は、ドローン等の新技術を活用し、林業イノベーションを進めるための研修会の開催や林業事業体の機械導入に対して助成するものです。

下のページ、2段目の県産木材需要拡大対策費のくまもと県産材需要拡大総合推進事業は、県産木材の販路開拓や製材業者へのマーケティング講習会等の開催に要する経費のほか、首都圏での展示会への出展等に支援をするものです。

77ページをお願いします。

1段目の林産物振興指導費は、シイタケやタケノコなどの特用林産物の生産施設整備や販路拡大を支援するものですが、3の竹たけのこ生産支援事業では、タケノコや竹材の生産体制を構築するため、生産者が集約化して行う竹林の整備や生産技術向上のための講習会の開催などの取組を支援するものです。

2段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費は、製材加工施設や林業機械の導入を支援するものですが、1の林業・木材産業振興施設等整備事業は、製材工場などの木材加工施設の整備に対するもので、2の林業経営体育成対策事業は、林業機械のリースに対するもので、いずれも国庫補助を活用して助成を行うものです。

下のページ、1段目の林道費は、森林整備や林業生産性の向上に加え、山村地域の生活環境の改善などを図るための林道整備に関する予算です。

2段目の林道事業費から、最下段の単県林道事業費まで、それぞれ説明欄のとおり、県

営による林道開設や市町村営による林道の開設、改良等を行うものです。

79ページをお願いします。

2段目の過年林道災害復旧費は、令和2年7月豪雨や昨年6月から7月にかけての豪雨など、過年度の災害により被災した林道の復旧を行う市町村への助成を行うものです。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

80ページをお願いします。

最下段、水とみどりの森づくり事業費における説明欄1の県民の未来につなぐ森づくり事業は、県民参加の森づくり活動や森林公園の整備、森林環境教育等を実施する団体に対する助成です。

81ページをお願いいたします。

1段目、説明欄3の森林Jークレジット創出支援事業は、森林吸収量のクレジット化に向けた制度の周知とコーディネーターによる伴走型支援による経費であり、令和4年度からの継続支援を含めて17者の支援を計画しています。

下のページ、2段目、治山事業費について、説明欄1の治山事業は、山地災害箇所の復旧工事に必要な経費です。

2の治山激甚災害対策特別緊急事業は、令和2年7月豪雨により発生した山地災害を復旧する治山事業であり、令和3年度から5か年間で集中的に実施するものです。

83ページをお願いします。

1段目、緊急治山事業費は、説明欄のとおり、現年発生の山地災害箇所を緊急に実施する復旧事業に要する待ち受けの予算です。

下のページ、2段目、保安林整備事業費については、水源涵養や土砂流出防止など、保安林機能を維持、強化するために必要な森林整備に要する経費です。

85ページをお願いします。

下から2段目、過年治山災害復旧費は、令和4年台風災と昨年の梅雨災により被災した治山施設の復旧工事に要する経費です。

森林保全課は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

87ページをお願いします。

浅海増養殖振興事業費の説明欄1、新たな稼げる養殖業事業化推進事業は、マガキの安定した養殖生産を図るため、稚貝の天然採苗などの生産技術の向上や生産体制の構築に取り組むものです。

下のページ、下段の水産物流通対策事業費の説明欄1、県産あさり流通推進事業は、県産アサリを適正に流通、販売するための熊本モデルの運用のほか、販売協力店の認証や流通過程での監視を実施するものです。

3の稼げる水産業づくり推進事業は、県産水産物の魚食普及や販売力の強化、加工などの6次産業化への取組に対し助成するとともに、令和4年の水産流通適正化法の施行に伴い、アワビ、ナマコの適正な流通、販売を推進するための普及啓発等に取り組むものです。

90ページをお願いします。

上段の水産資源保護育成事業費の3、さかなを守り育む豊かな海づくり事業は、水産資源の回復を図るため、漁業者等による効果的な種苗の共同放流など、栽培漁業の取組を推進するとともに、水産資源の資源評価に基づき、実効性のある資源管理体制の整備に取り組むものです。

91ページをお願いします。

1段目、栽培事業運営費の説明欄、大矢野種苗生産施設整備事業で債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、大矢野種苗生産施設における老朽化した飼育水槽の改修に係るものですが、工期が1年以上を要するため、債務負担行為の

追加をお願いするものです。

93ページをお願いします。

2 段目、漁業取締費の説明欄4、漁業取締船法定検査関係工事費については、漁業取締船「あそ」の船舶安全法に定める法定検査及び電波法に定める無線の定期検査に係る経費でございます。

下のページ、水産研究センター費の説明欄2、有害プランクトン抑制技術開発事業については、赤潮被害の低減を図るため、有害赤潮プランクトンと競合関係にあり、増殖を抑える珪藻プランクトンの海域での増殖技術の開発等に取り組むものです。

水産振興課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

96ページをお願いいたします。

4 段目の水産環境整備事業費は、覆砂による底質改善等に要する経費で、熊本有明地区で施工を予定してございます。

97ページをお願いいたします。

2 段目の漁港関係海岸保全事業費のうち、説明欄1の災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費は、災害により海岸に漂着した流木等の処理に要する経費でございます。

下のページの単県漁港改廃事業費のうち、説明欄1の単県漁港改廃事業費は、漁港、漁場等の小規模な整備に要する経費で、御所浦漁港の照明灯設置などを予定してございます。

2の単県漁港漁場施設補修事業費は、小規模な補修等に要する経費でございます。

99ページをお願いいたします。

1 段目の漁港管理費の説明欄1の漁港管理費は、県管理漁港等の維持管理、2は、牛深漁港浄化施設の管理運営に要する経費でございます。

下のページの1 段目、漁港関係港整備事業費のうち、説明欄1の水産物供給基盤機能保

全事業費は、市町が実施する漁港施設の長寿命化に要する経費でございます。

2の漁港漁場整備事業負担金は、宇土市管理の住吉漁港の土砂受入れ地整備に係る環境影響評価への県の負担金でございます。

101ページをお願いいたします。

1 段目の水産生産基盤整備事業費のうち、説明欄の1が県管理漁港、2が市町管理漁港における漁港施設の整備に要する経費です。県管理の赤瀬漁港の浮体式係船岸整備等を予定してございます。

下のページの1 段目、海岸漂着物等地域対策推進事業費は、台風や大雨等により海域に流入する流木等の回収、処分に要する経費です。

3 段目の現年漁港災害復旧費は、災害が発生した場合に早期復旧を図るための経費です。

続いて、条例関係について御説明いたします。

104ページをお願いいたします。

第55号議案、熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、106ページで御説明いたします。

1の改正前条例の概要についてですが、この条例は、県が管理する漁港の維持管理に必要な事項を定めたものでございます。

2の条例制定の趣旨についてですが、漁港漁場整備法の一部改正等に伴い、関係規定を整理するものです。

これは、漁港漁場整備法の目的規定に漁港の活用推進が追加されたことに伴い、水産物の消費増進や漁港との交流促進を図るため、漁港施設等活用事業創設などの法改正が行われたことから、国の模範漁港管理規程例に基づき、条例を改正するものでございます。

3の改正内容についてですが、漁港施設等活用事業の創設に伴い、関係規定を整理する

とともに、漁港漁場整備法の法律名の改正に伴い、引用する法律名を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めるものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

107ページをお願いします。

県営土地改良事業の工事請負契約関係について、5件お諮りします。

まず、議案第64号、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、上杉地区農村地域防災減災事業（湛防）第1号工事他合併です。工事内容は、排水ポンプ設備製作据付け工、工事場所は、熊本市南区富合町上杉地内、工期は、契約締結の翌日から令和9年3月30日まで、契約金額は、15億6,893万3,960円です。契約の相手方は、株式会社西島製作所九州支店、契約方法は、一般競争入札です。

109ページをお願いします。

議案第65号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和2年11月議会において議決されました竜北地区農村地域防災減災事業（湛防）R1補正第17号工事他合併の請負契約のうち、契約金額9億1,417万5,181円を9億4,264万1,302円に変更するものです。

事業の概要については、110ページに記載のとおりで、変更理由は、3番に記載しておりますが、仮締切り矢板がリース扱いから一部購入扱いになったことによるものでございます。

111ページをお願いします。

議案第66号、工事請負契約の変更について。

令和4年2月議会において議決されました益南地区農村地域防災減災事業（湛防）第3号工事他合併の請負契約のうち、工期、令和6年3月29日までを令和6年6月28日までに、

契約金額5億4,062万8,616円を5億7,549万9,256円に変更するものです。

事業の概要については、112ページのとおりで、変更理由は、3に記載しておりますが、既設利用を予定した設備について再利用が困難となったことなどによるものでございます。

113ページをお願いします。

議案第67号、工事請負契約の変更について。

令和5年2月議会において議決されました竜北地区農村地域防災減災事業（湛防）第18号工事他合併の請負契約のうち、工期、令和7年3月14日までを令和8年3月13日までに、契約金額11億8,799万9,956円を12億1,169万4,924円に変更するものです。

事業の概要については、114ページのとおりで、変更理由は、3に記載しておりますが、電動機の仕様変更によるものでございます。

115ページをお願いします。

議案第68号、工事請負契約の変更について。

令和5年2月議会において議決されました芦北管内地区県営災・工事費（過年）第16号工事他合併の請負契約のうち、工期、令和6年9月30日までを令和7年3月18日までに、契約金額8億3,270万円を8億8,032万852円に変更するものです。

事業の概要については、116ページのとおりで、変更理由は、3に記載しておりますが、工事施工範囲の追加などによるものでございます。

農地整備課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

117ページをお願いいたします。

議案第69号、令和5年12月議会において議決されました牛深漁港水産物供給基盤機能保

全(牛深ハイヤ大橋橋梁補修)工事他合併の請負契約につきまして、工期について、令和6年3月29日までを令和7年3月14日までに変更するものでございます。

事業の概要につきましては、118ページのとおり、橋梁の支承12基を取り替える工事でございます。

請負契約の変更理由については、3に記載しておりますが、国の繰越承認が得られたことによる工期の延長でございます。

漁港漁場整備課は以上です。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

120ページをお願いします。

報告第1号、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の121ページをお願いいたします。

法人の設立目的は、1の基本情報(1)のとおり、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の支援などを実施し、本県果樹農業の発展を図ることでございます。

次に、2の決算の概要についてです。

(1)に本決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなります当期の正味財産増減額は186万8,000円余の増となっており、おおむね事業計画どおりに事業は実施されております。

次のページをお願いします。

3の事業実績等についてです。

アの果樹経営支援対策事業は、優良品目や品種への改植や小規模園地整備などを支援する事業でございますが、令和4年度は、86ヘクタールで実施され、補助金1億6,931万円余が交付されています。

イの果樹未収益期間支援事業は、改植、新植した際の未収益期間の経費を支援するもので、令和4年度は、73ヘクタールで実施さ

れ、1億6,062万円余が交付されています。

そのほか、ウのモデル産地を育成する事業で892万円余、エの産地生産基盤パワーアップ事業での支援174万円余が交付されています。

農産園芸課は以上でございます。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

繰り返しになりますが、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着席のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 10ページの団体支援課の最下段で、収入保険の啓発強化事業ということで、マル新、新規事業として、100万円ですけれども、予算計上がなされてます。

収入保険については、これまでも、いわゆる制度が創設されて、なかなか加入するハードルが高いというお話もいただきながら、少しずつ改善していただきながら普及を図っているわけですが、現状の取組状況というんですかね、どのくらい加入していただいているのかという数字が分かれば教えてください。そして、今回取り組む具体的な啓発、入りましょうというやつですかね、啓発というのは何をなさるのか教えてください。

それと、農業技術課、農研センターですけれども、農研センターが中心になりながら、様々な研究所も含めていろんな取組をいただいております。28ページですね。

これは、予算ということじゃありませんけれども、農産園芸研究所で、去年、おとしですかね、「肥のあかり」という新しい品種のミカン、かんきつですけれども、を開発していただきました。私たちも実際に食させて

いただきましたけれども、すばらしいミカんだと、わせだと思ってます。

それで、やっぱりこういうことをしっかりと開発していただいて、それを農家の皆さん方に普及して、そして生産高を上げていくといういいサイクルが、全部ヒットするわけじゃないとは思いますが、しっかりと取り組んでいただかなければならないというふうに思いますので、ちょっとこれは農業技術課なのか園芸課なのか、どちらか分かりませんが、現状「肥のあかり」がどういう状況にあるのか。市場の評判とか、取引の状況とか、そういうものについて教えていただければありがたい。

それと、せっかく農研センター長もお見えになってますので——せっかくと言っちゃ、いつもお見えになってますから、ごめんなさい。

農研センターとして、「肥のあかり」に限らずですけども、やっぱり開発というんですかね、それは、農産品もそうですけれども、農産技術の開発について、いつも気を配って頑張っていると思いますが、新年度は特にこういうことをやりたいというものがあれば教えてください。

以上です。

○楠団体支援課長 団体支援課でございます。

まず、収入保険の加入状況につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、R5年の3月時点で、3,447経営体が加入していただきましたが、6年につきまして、農業共済組合のほうで3,700経営体を目標に加入促進をされましたところ、3月時点の目標で3,760経営体が申込みをされている状況になっておりますので、着実に加入は促進されておると考えておるところでございます。

また、新年度予算におきまして、収入保険普及啓発強化事業のほうを今回新規事業で上げさせていただいております。

こちらにつきましては、県費での加入促進事業ということで、熊本県農業共済組合への助成という形にはなりますけれども、こちらのほうのアンケート調査におきましても、農業共済組合のほうが実際に各戸訪問等をされて加入促進をされた結果、加入のきっかけになったという回答等も得ておりますので、そういった共済組合が、加入促進のために、各経営体を回られる際のチラシの作成費用ですとか、ラジオ、また、ユーチューブ等のSNSコンテンツなど、そういったものの作成経費に充てられるように、この助成費のほうを計上させていただいております。

団体支援課は以上になります。

○楮本農業研究センター所長 農研センターでございます。

品種の話でございますけれども、農業研究センター品種開発につきましては、試験研究構想というのをつくっております、その中の3本の基本方向がございますけれども、その中の1つ、本県の魅力を発信できる新品種の開発、それから選定ということで進めさせていただきます。

ただ、品種の開発につきましては、非常に日にちがかかるというようなこともございまして、先ほど言いましたように、品種の方向性としましては、開発というのと選定という2つの方向性で進めさせていただいております。

まず、選定ですけれども、こちらは、本県というよりも国だとか民間企業が進んで品種開発しているものもございますので、そういったものについてはそういったものを使って、本県で実際できるのかどうかというのを試験研究しているところでございます。

あともう一つは、やはり本県独自の品種を

開発しなきゃいけないというようなことで、こちらは、品目的にはほかの県でも品種開発していると、そういう中で、産地間競争で熊本が打ち勝ていかなきゃいけないというような品目、例えば、水稻だとか、かんきつだとか、イチゴだとか、それから肉用牛等もございますけれども、そういったものについては、本県農研センターでしっかり品種の開発を進めているところです。

ただ、品種開発といいましても、し始めてからやはり10数年かかるというようなことで、非常に人も予算も必要になっております。また、技術も必要になってきますので、そういったところにつきましては、技術の伝承というような形でしっかり進めさせていただきたいなというふうに思っております。

そういう中で、今、品種開発、どういうものをやっているかというようなことでございますけれども、1つは、水稻関係、「くまさんの輝き」というのを出しましたけれども、これにつきましても改良の余地があるというようなことで、さらに高品質で食味のいいものということで今進めているところでございます。

それと、かんきつにつきましても、先ほど「肥のあかり」と先生のほうからお話ございましたけれども、多分E C 12で、果実連から「ゆうばれ」という品種だというふうに思っております。

かんきつにつきましても、今、中晩柑、そういうふうな形でE C 12というのが出ました。また、その次の段階として、やはりどうしても——普通ミカンもございますけれども、そういったものをやりつつ、中晩柑の分も今進めているところでございます。

それと、イチゴですね。

イチゴにつきましても、「ゆうべに」という品種を作っておりますが、それ以上の品種、ほかの県も品種開発しておりますので、「ゆうべに」以上のものをということで、

今、主力的にはそういった品目を進めさせていただいているところでございます。

ゆうべにの状況につきましては……。

○前川収委員 E C 12のほうも。

○徳永農産園芸課長 くまもとE C 12、商品名では「ゆうばれ」と申します。

今年、令和6年は、1月11日に関東、仙台、熊本の市場で出荷をしております、市場の評価も大変高く、増産を期待する声もかなり多かったということでございます。金額的にも、キロ当たり、「ゆうばれ」で682円ということで、かなり高単価がついております。

令和6年産は、苗木の供給換算でいきますと、来年は69トンぐらいまでには行くかなということで、順調に増産ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○前川収委員 まず、収入保険の件なんですけれども、農業者の経営は物すごく厳しい状況が今あって、諸物価高騰で資材高騰、その他があります。そのときに、じゃあどうやってその補填していくかというのはいつも悩ましい話ですけども、収入保険であれば、全体、前年収入から、いわゆるいろんな影響があって収入がどんと減りましたという部分に補填されますから、要件があまりないというんですかね、ということだろうと思いますので、しっかり普及をしてもらえればなと思っております。

私の地域的に言えば、やっぱり畜産関係なんというのは物すごく浮き沈みがひどい今状況でありますので、あんまり入ってくれてないんじゃないかなとは思いますが、そういうものを活用してもらえればありがたいなというふうに思っておりますので、しっかり頑張ってください。お願いします。も

う返事は要りません。

それと、2つ目の質問がEC12。

なかなか名前がまだ普及——私が頭が悪いから覚えきれないのかもしれませんが、試食をさせていただければ、物すごくおいしいです。多分デコポンを上回るようなヒット作になるんじゃないかなというふうに思っています、とても大きな期待をしております。

農研センターのグループの中でしっかり取り組んでいただいているわけですから、こういういい商品ができれば、しっかり今度は生産のほうに回していただけて、そして流通でつないでいくという、そういったサイクルをしっかりと回していただけて、それを農家の所得につなげるということを目指していただければと思います。

特に、今は気象条件がこれまでと違って劇的に変わってしまっている状況だと思います。西南暖地とか昔言われてましたけれども、もう亜熱帯に近いようなこの熊本の気象環境だと思ってまして、農産品についてはそれが全く影響するわけですから、先読みがどこまで行けるかは分かりませんが、いわゆる今の気象に反応できる、対応できる開発というもの——温暖化というのが止まる、止まらなきゃいけませんけれども、すぐには止まらない。しかも、今時点でも過去とは変わっているという状況がありますので、そういった開発についてもしっかりと頑張ってください。

以上です。ありがとうございます。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高井千歳委員 75ページの林業振興課のところで、ちょっと質問させていただきたいんですが、くまもと林業大学校人財づくり事業について、支援として通学者へ月13万

円程度支給をいただいていると思うんですが、林業はハードなので、100%の定着率ということまでは行かないとは思いますが、林業関係者の方から、定着率があまりよくないのではというお声をちょっと聞いたので、新規就業者育成コースの定着率とか、そういうところが分かれば教えていただきたいというのが1つと、もう一つが、33ページの農産園芸課のところで、くまもとの米魅力発信についてなんですけれども、ここは、給食などで米粉の活用とか米粉のアピールとかというのはいただいていると思うんですが、今、地下水への県民の関心が高まっている中で、水田湛水と同時に、米とか水田の役割をアピールして、米の消費拡大を促すチャンスなのではないかなというのを思っているんですが、この辺りをどのように取り組んでおられるのかということと、2点質問させていただきたいと思います。お願いします。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

くまもと林業大学校の卒業生の現在の定着率につきましてですけれども、平成31年4月に開校して、これまで74名卒業生がおりまして、74名につきましては、全員林業会社、それから森林組合等に就職をしております、100%就業しておりましたけれども、先ほど2月補正の国庫返納金のところで説明しましたけれども、1名が林業から離職したということで、現在73名が現役として今現場で活躍いただいている。

もともと林業大学校に入るという高い志を持って入ってらっしゃるので、今のところ高い定着率を保っているかなというふうに考えております。

以上です。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

先生の御発言にありましたように、水田は、水田湛水機能、地下水の湛水機能、様々な役割がございまして、そういうことも含めて、県としましては様々な活動をしておりますけれども、その1つを御紹介いたしますと、お米の本というのを作っております、小学生の方に配付をして、小さい頃から、そういうお米のこと、栽培のこと、お米が持っているそういう水田の機能のこと、そういうものを御紹介する活動などもしております。一例でございますけれども、御紹介いたします。

農産園芸課、以上でございます。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

「県からのたより」とかに水田湛水事業のこととか県民の方へ説明があったと思うんですけども、ぜひそういう環境立県推進課さんとかとも連携をして、そういった米消費が地下水保全にもつながるんだよというアピールをぜひしていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○竹崎和虎委員長 よろしいですか。

○高井千歳委員 はい、ありがとうございます。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、以上で付託議案等に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第10号、第11号、第20号、第29号、第30号、第55号及び第64号から第69号までについて、一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外12件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外12件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩を取りたいと思います。

再開は、12時10分からいたします。

午後0時4分休憩

午後0時9分開議

○竹崎和虎委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

その他報告事項、①新規就農者の状況についてでございます。

資料を開いていただき、1ページをお願いします。

今回の調査期間は、令和4年5月から令和5年4月までの1年間でございますが、この

間の新規就農者数は402人と、前期に比べて24人減少しております。

内訳を就農形態別に見ますと、自ら営農する新規自営就農者のうち、新規学卒就農とUターン就農といった親元就農が僅かに減少しましたが、非農家出身の新規参入者は増加し、前期比6人増の220人となりました。一方、法人等への新規雇用就農者は30人減少し、182人となりました。

今回新規雇用が減少した要因としましては、前回調査では、外国人材の入国制限の影響による生産現場での人手不足感から一時的に増加していたものが、入国制限措置の解除などに伴い、令和3年度調査以前の水準へと減少したのではないかというふうに分析しております。

下のページ、年齢別の状況では、20代の就農者が153人と最も多く、10代から30代までが全体の4分の3を占めております。年齢別に就農形態を見ると、新規学卒就農者及び新規雇用就農者は20代で多く、Uターン就農者及び新規参入就農者は30代で多くなっております。

3ページをお願いします。

地域別の状況では、阿蘇地域が73人と最も多く、次いで、菊池地域、熊本地域と続いております。

下のページ、営農類型別では、施設野菜が新規自営就農を中心に110人と最も多く、次いで、畜産が新規雇用就農を中心に99人となっております。

5ページをお願いします。

新規自営就農者の定着状況ですが、表の右側の赤枠に今回調査した就農5年目までの離農率を記載しております。

離農率は、計の欄のとおり、3.5%と低い水準を保っており、一定の定着が図られております。

新規就農者の概要は以上でございます。

下のページには、本県における来年度当初

の取組を示しております。

農地・担い手支援課からの御報告は以上でございます。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料の②の令和2年災害関連等工事に係る不調・不落対策についてをお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、1ページになります。

令和2年災害関連等工事の不調・不落対策としまして、県南の3つの地域、八代、芦北、球磨を対象に、本年度末を期限として実施しております復興JV制度につきまして、来年度の発注見込み、それから現在の不調、不落の状況を勘案しまして、令和6年度末まで1年間延長をするというものになっております。

1の復興JV制度の概要になりますが、令和2年災害関連等の土木一式工事のうち、設計金額7,000万円以上のA1等級の工事につきまして、管外も含む県内全域のA1、A2の組合せ、それからA2、A2の組合せといった参加を可能にし、工事を促進するというものになります。

2番の県南3地域の発注見込みの表のとおり、来年度以降も、引き続き、治山事業ですとか砂防事業といった令和2年災害関連事業の発注を予定しております。令和6年度は、農林水産部と土木部、両方合わせまして67億円程度の発注見込みとなっております。

下のページ、3の令和5年度の県工事の不調・不落状況のグラフを御覧ください。

青色の線が県全体、そして赤色の線が県南3地域というふうになっております。

赤色の県南3地域は減少傾向にはございますが、県全体の青色の線に比べますと、まだ高いという状況になっております。

次の4番目の県南3地域への管外企業の参

入状況の表にございますとおり、令和3年の11月以降、八代、芦北、球磨の各地域におきまして、管外から一定数の工事契約締結がございます。復興JV制度の効果がこれは出ているものというふうに考えております。このことから、令和6年度につきましても復興JVを継続するものでございます。

なお、米印で記載しておりますけれども、県南の3地域を対象に実施しております土木一式工事B等級の発注標準引上げ、これは、B等級の発注標準を1,500万円未満から3,000万円未満まで引き上げることで、A2工事の小規模なものをB等級企業に担っていただくために実施しております。ただ、これは、来年度の対象工事が今のところ見込まれないということで、本年度をもって予定どおり終了するというようにしております。

この件につきましては、建設常任委員会におきましても、土木部により報告させていただいております。

続きまして、③の報告事項になります。

食料・農業・農村基本法の改正、それから県の基本計画の改定につきまして、別紙報告資料で御説明させていただきます。

国の基本法の改正関係は、6月の委員会でもその動きを御報告させていただきましたけれども、今月法案内容が見えてまいりましたので、今回、その概要の御報告と県の基本計画の改定について御報告させていただきます。

1ページを御覧ください。

まず、国の基本法改正の方向性につきまして、冒頭に記載してありますとおり、食料の安全保障の抜本的な強化をはじめ、3つの観点で見直すということにされておきまして、今国会に法案が提出される予定となっております。

一番のポイントは、左側のオレンジで囲っておりますけれども、こちらの食料の安全保障の抜本的な強化となっております。

その主な見直し点としましては、①にございますが、食料安全保障の定義につきまして、これまでどおりの食料の確保という点に加えて、国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むと、こういったことに再整理されることになっております。

それから、2つ目のポツ、太字にございますが、生産基盤の重要性の視点というのを改めて認識するということになっております。

それから、適正価格の形成に関しまして、⑤番のところがございます。

⑤のポツ太字にございますが、関係者相互の理解と連携の下、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された価格形成を促すと、これを消費者の役割も含めて明確化されるということになっております。

下のページを御覧ください。

基本法の改正に関連するものとしまして、今国会への提出が検討されている4つの法案の概要になります。

左上の食料供給困難事態対策法に関しましては、食料供給が困難になった場合において、国による食料確保に向けた要請、それから指示といった根拠を整備するものになっております。

その右隣の農業振興地域整備法等に関しましては、農地の総量確保、そして適正な利用、これを図るものになります。

左下の特定農産加工業経営改善臨時措置法に関しましては、輸入に頼っております小麦、大豆、これを原材料とします農産加工業を国産利用に切り替えると、こういった場合に、金融、税制上の措置が図られるものとなっております。

その右隣のスマート農業技術活用促進法に関しましては、スマート農業技術を活用する農業者に対する金融・税制優遇措置を講じることで、スマート農業技術の活用、それから研究開発を促進させるものとなっております。

次に、下の2の熊本県の食料・農業・農村基本計画の改定でございます。

現行の基本計画の期間は、2つ目の丸にございますが、令和2年度から令和5年度の4年間というふうになっております。

中央の破線の中に現計画の構成を記載しておりますが、大きく2つ、稼げるくまもと農業の確立、そして中山間地域における農村づくり、これを2つの柱としております。

今現在、左下のほうにあります、成果指標の達成に向けた総仕上げを行っている時期ということになります、その右隣に、本県の農業、農村を取り巻く情勢の変化としまして、物価高騰、そして人手不足の深刻化、こういった新たに対応すべき事象が生じているということがございます。

その右になりますけれども、次の計画、次期県計画は、令和6年4月以降に現計画の成果確認を行いながら改定を行っていくということになります、情勢の変化に加えまして、米印にございますが、国の基本法改正、それから県全体の総合戦略との調整も図ってまいりたいと思っております。

この改定におきましては、県議会の皆様を含めまして、関係機関、県民の皆さんの御意見もいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

農林水産政策課からは以上でございます。

○竹崎和虎委員長 以上で報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○前川収委員 農業・農村基本法改正について1つお尋ねしたいと思いますが、今回の改正の中で、今御説明がありました1ページの食料安全保障の抜本的な強化という項目の中で、5番、適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化という文言が入ったということ

については評価していきたいというふうに思っています。

熊本県議会においても、昨年の9月県議会で意見書を出しながら、いわゆる農産品の価格形成について、しっかりとした原価を分かった上で取引をしていただきたいというような趣旨で意見書を出してきておりますけれども、ちょっと消費者にも御理解をいただかなければならないということは当然のことです、基本的には農産品は市場で値段が決まってしまうから、例えば、輸送コストが上がりましたとか、燃料費が上がりましたという、その上がった分をいわゆる価格に転嫁するという、転嫁する基になる価格がないわけですね、簡単に言えば。

そこで、私は、常にいつも皆さん方にあちこちで言ってるわけですが、生産原価、つまり米を1キログラム作るのには、このくらいの費用がかかりますよという生産原価という考え方をしっかり定着させていながら、それを調べて少なくともその原価に対して今市場の制度を変えようとは思いません。市場の制度は、それはもう仕方ないと思ってますけれども、最低限ここから始めてくださいという競りが値段をつけるのに大体幾らが適正価格なのという、その適正というもの基準が分からないという状況だと思ってます。

そこででありますけれども、適正価格形成ということがきちっと書かれたわけありますので、これから、これは国に答えてもらわなきゃいけないんでしょうけれども、適正価格の基準というのは何なのかということ、根拠は何なのかということについて、共に問題意識をこれからも持っていきたいと思っております、その点についてお考えがあれば教えてください。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

今、その適正価格の考え方、適正なコストをどういうふうに考えるかというような御質問でございます。

こちらに関しましては、国のほうでも基本法の改正に向けた議論というのが深まっているんですけども、適正価格の形成以外の部分に関しましては、新しく法案が4法案出てくるといことになりますが、実は、この適正価格に関しましては、なかなか議論がまとまりにくい、今ずっと継続議論中ということになっておりまして、これに関する法案なり要綱というのが出るという状態にはまだないという状況です。

内容につきましては、今議員御指摘のとおり、合理的なコストというのをどういうふうに見せていくかと、この辺りが非常に難しゅうございまして、今国のほうでは、牛乳、それから豆腐、納豆、この辺り流通過程が比較的分かりやすい。業者さんが特定されるようなところでまずやっていこうという議論を進めております。

ただ、その中においても、やはりその生産原価をいかに表に出していくかというものが両面ございまして、1つは、これだけかかっているというものなんです、1つは、正直、商売の部分もございまして、手のうちを見せてしまうということにもつながりかねないということで、両面からどうしようかという話が出ているというものです。

フランスのエガリム法に関しましては、その辺りは、業界団体のほうが標準にかかるコストというものをつくって、それを公表していくというやり方もしているということがございますので、恐らく国のほうでも、議論の中で、じゃあどのような形で適正な合理的なコストというものを表していくかというのがこれから深まっていくものというふうに思っております。

県としましては、国の動きを待つということもございまして、やはり適正価格というの

は、どうしても川下の消費者から、その小売、流通という形で理解を促進していく必要があるものですから、国も、まずは、できるところから消費者への訴えかけ、ニッポンフードシフトと言っておりますが、この辺りを働きかけ、PRをしていくと。

熊本県としましては、その価格転嫁の必要性といったところに関しましては、しっかりPRを国と一緒にやっていくということ。物流のコスト転嫁をどうするかというのもございますが、それも含めまして、しっかりPRをまずはやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前川収委員 なかなか簡単に変わる話ではないことも十分分かった上で、しかし、適正価格ということがきちっと農業・農村基本法の中に位置づけられたということについてはよかったなというふうに思ってます。

これからいろんな議論をしながらやっていかなきゃいけないというふうに思いますが、現行のままでいけば、さっき、例えば2024年問題に対応していくための輸送コスト、これはかかるわけですね、今までよりも。その分は誰が払うんですかと。普通、消費者がその分を担うのね、利用する側が。それができないという状況が今もある。

これは、例えば材木だってそうですね。生産原価があって、流通原価もあって、ずっと乗せていったものが、最終的には消費者に渡る原価であるべきなのに、そのもととの生産原価が分からないという部分、分からないというか、規定されていないということ。

私は、標準単価でいいと思うんです。ミリミリ、がちっとじゃなくて、それは地帯によっても違うし、いろんな環境によっても、その原価というのは変わっていくというふうに思いますけれども、いずれにしても、価格を転嫁していける基となる値段が分かるように

はこれからも努力を続けていってください。
我々も政治的にはしっかりと努力をしたいと思いをします。

以上です。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はございせんか。

○西聖一委員 国の基本法の改正について。

私の認識では、4つの柱と関連6法案という、ずうーと思いがあつたんですけども、これでいくと3本の柱で4法案ということで認識を変えないかぬとですかね。ちょっとそこをお尋ねします。

○藤由農林水産政策課長 先生おっしゃいますとおり、4つの区分というのもございまして、これは、食料の安全保障に全体としてどういうふうに対応していくかというくくりで4つに分けているというのがございます。

今回、この3つのくくりに関しましては、法案に関しての3つのくくりという形になっておりますので、先生おっしゃいました4つのくくり、これはもっと大きな視点のところのくくり、その中に法案が入っているということになります。

以上でございます。

○西聖一委員 その関連6法案じゃなくて、関連4法案……。

○藤由農林水産政策課長 そうです。基本法に関しましては、関連するのは4法案という形になっております。

以上でございます。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

まず、12月定例会の委員会において、取りまとめを御一任いただきました令和5年度農林水産常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明いたします。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された様々な課題や要望等の中から、執行部の取組が具体的に進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、中村副委員長や執行部とで協議し、当委員会としては、10項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおられますが、ここに挙げた項目は、具体的な取組が進んだものなど代表的なものを選定しております。

それでは、この案について何か御意見等がございますでしょうか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

それでは、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（「はい」「お願いします」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 なお、掲載までに簡易な文言の時点修正等があった場合は、委員長に御一任いただきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませんでしょうか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が2件提出されておりますの

で、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

それでは、これもちまして第5回農林水産常任委員会を閉会します。

午後0時29分閉会

○竹崎和虎委員長 本委員会の執行部のほうで、本年3月末をもって役職定年の方がおられます。

それぞれ一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、御挨拶をいただきたいと思えます。

まず、楮本農業研究センター所長。

（楮本農業研究センター所長、清藤農村振興課長～鬼塚畜産課長の順に退任挨拶）

○竹崎和虎委員長 御挨拶をいただいた皆様方には、長い間、県政の発展、そして農林水産業の発展に携わっていただき、本当に御苦労さまでございました。心から敬意と御慰労を申し上げます。

それでは、本年度最後の委員会でございしますので、委員長として一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、中村副委員長をはじめ委員の皆様方に御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりましたが、先ほど、委員会における取組の成果、御披露申し上げたところでございますが、農林水産業が抱える諸問題について、終始熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、千田部長さんをはじめ執行部の皆様方におかれましても、委員会において常に丁寧な説明をいただき、そして想定外の質問が多かったということでございますが、御答弁をいただいたこと、心から厚く御礼を申し上げます。

今後も、TSMCをはじめとする半導体関連企業の進出に伴う農地の確保であったり、様々な問題があると思いますが、しっかりとそのことに取り組みながら、県の基幹産業である農林水産業の発展に向けて取り組んでいただきたいと思いますし、微力ながら私も尽力してまいりたいと思っております。

県政の発展、農林水産業の発展を祈念申し上げ、そして、本日御列席の皆様方の御健勝、そして御活躍を祈念申し上げます。最後の御挨拶をさせていただきます。

本年1年、ありがとうございました。（拍手）

次に、中村副委員長からも一言お願いいたします。

○中村亮彦副委員長 それでは、私からも一言だけ御挨拶を申し上げたいと思えます。

私も、副委員長として、この1年間、委員長の下で、この委員会運営に努めさせていただきました。竹崎委員長の支えをしていくのは大変困難を極め、大変苦勞をさせていただきましたわけでございます。

しかしながら、この円滑な委員会運営ができたのも、執行部の皆様方、そして委員の先生方の御協力のたまものだと、今思っております。

執行部の皆様、そして委員の皆様におかれましても、本県の農林水産業発展のために、この委員会で議論された課題を踏まえて、これからもお支えいただきますよう心からお願いを申し上げますとともに、このことが熊本県のさらなる発展につながりますことを心から御祈念申し上げます。御挨拶に代えたいと思えます。

ありがとうございました。（拍手）

○竹崎和虎委員長 それでは、以上で終了いたします。

午後0時42分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長